

論文

欧州における
契約準拠法の決定原則の改正

—ローマ条約から「ローマI規則」へ

一橋大学大学院 教授
イングランド弁護士
杉浦保友

70年一橋大学法学部卒業。三井物産法務部門で、30年以上、主として海外企業法務を担当。ロンドン駐在中、英国 College of Law で学ぶ。01年1月 Solicitor (England & Wales) として、弁護士登録。03年4月一橋大学大学院教授。専攻は、国際取引法、企業法務、英国ビジネス法。

はじめに

国際的な事業を展開する場合、それに関連して何らかの紛争が起きることは不可避である。紛争のほとんどは、話し合いによって解決される。しかし最悪の場合、紛争が裁判所又は仲裁に持ち込まれることになる。その場合、まず初めに必ずといってよいほど争われるのが、裁判所又は仲裁廷の事案の処理権限についての管轄権の問題と、紛争をどの国の法律を適用して判断するかという準拠法の問題である。もし契約書の紛争解決条項 (dispute resolution clause) 及び準拠法条項 (governing law clause) があれば、ほとんどの国では、それが認められ、それに従って処理されることが多い。従って、契約条項が非常に重要であることはいままでもない。しかし、当事者との力関係からこれらの問題について合意できなかった場合、また合意したとしても、消費者契約などの場合、弱者保護が必要として当事者の合意がそのまま認められない場合がある。提訴された裁判所及び仲裁廷は事案ごとに、まず予備的問題として自分に管轄権があるかを判断し、管轄権がないと判断した場合、却下、つまり門前払いをする。自分に管轄権があると判断した場合、次に原告の主張が認められるか否かという内容の判断することになるが、判断基準として、まず準拠法を決める必要がある。判断基準となる法律は、自国の国内法とは限らない。事案が自国より外国との連結が強ければ、裁判所は外国法を適用しなければならない。裁判管轄権及び準拠法については、欧州を除き国際的な統一条約がないので、各国ごとに取り扱いが異なる。これは事業者にとって紛争処理という重要な

注1 ローマII規則テキストは下記
Website 参照

http://www.cr-international.com/2007_EU-Commission_Regulation_Rome_II_11.7..pdf

注2 ローマ条約テキストは下記
Website 参照

http://www.rome-convention.org/instruments/i_conv_cons_en.htm

注3 デンマークは共同体規則に参加しないことを宣言している。

部分に関する結果について、予測可能性が低いということになる。

欧州においては、裁判管轄権及び準拠法決定原則についてはかなりの程度共通法ができている。裁判管轄権については、2000年12月22日に採択された民事及び商事分野における裁判管轄及び判決の承認・執行に関する理事会規則（EC）No.44/2001（ブラスセルI規則）という統一法があり、また準拠法決定基準については、不法行為（製造者責任を含む）、不当利得、契約前の取引などの非契約債務については、2007年7月11日に、Rome II Regulation（ローマII規則）と呼ばれる欧州議会と理事会規則（EC）No.864/2007注1がある。これは2009年1月11日に発効する。一方契約債務に適用される準拠法決定原則については、現在1980年に締結された政府間条約（ローマ条約）注2がある。欧州ではこのような基準があることから、国際ビジネス契約に関して紛争が発生して、EU加盟国の裁判所に持ち込まれる場合、EU各国ではどこの国であれ注3、これらの規則を使って裁判管轄権及び契約準拠法について、同じ処理がなされるだろうという安心感がある。これらは、EU加盟国にある日系現地法人と他の加盟国の企業との契約紛争の場合のみならず、日本企業と欧州企業との間の契約紛争が、EU加盟国の裁判所に持ち込まれた場合でも同様である。

もし同じ紛争が日本の裁判所に持ち込まれた場合はどうなるか。欧州の場合と異なり、日本の裁判所は、国際民事裁判管轄権については、適用できる国際条約や民事訴訟法の規定がないため、条理により判断するしかない。判例では、特別の事情がない限り、日本の国内紛争で適用される土地管轄の考えを国際裁判管轄に逆推知して判断する。また準拠法決定原則については、日本固有の抵触法として「法の適用に関する通則法」（通則法）があるので、これを適用して、準拠法を決定することになる。

日本では、2006年6月にそれまでの抵触法原則である「法例」が改正され、2007年1月から通則法が発効した。その改正過程でローマ条約も十分検討された。結局日本の新抵触法の契約に関する部分は、当事者が選択した準拠法がない場合のデフォルト・ルールとして、法例で採用していた行為地主義を変更し、ローマ条約と同じ最密接関係地（同法第8条1項）の原則を導入したことは、抵触法の専門家のみならず、国際ビジネスの法律実務に携わる者にとってよく知られている事実である。

さて、欧州では契約債務に適用される抵触法についてその後どうなったかが本稿のテーマである。ローマ条約が提示したこの準拠法決定原則は、

注4 最近になり欧州裁判所はローマ条約の下でなされた判決の見直しをする権限が与えられた。

注5 2005年12月15日付け欧州委員会のRome I Regulationの提案は下記Website参照
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0650en01.pdf

注6 英国政府は当初、オプト・アウトを宣言したが、その後の検討過程で懸念部分が解消されたとして、参加を決定し、現在Consultation Paperが発表し、2008年6月25日期限内でコメントを求めている。

注7 ローマI規則の最終テキストは、英国司法省のConsultation Paper CP05/08(2008年4月2日)に依った。

一般的には成功したと評価されている。しかし、例えば特定条文について留保が付されたり、各国の裁判所により異なった解釈が行われるなどの不確実な部分があり注4、必ずしも均一に適用されてきたわけではなかった。2005年12月に、欧州委員会は、ローマII規則に引き続き、契約債務に適用される抵触法についても、現在の条約の形式でなく、共同体の立法形式の一つであるRegulation(共同体規則)の形式で、ローマ条約の改正を提案した。これがRome I Regulation(ローマI規則)といわれるものである注5。これにより、欧州の新しい準拠法決定原則の解釈は、最終的には欧州裁判所が統一的に判断することになる。検討を開始した当初は、ローマ条約の焼き直しの草案であったが、議論が進むにつれ、重要な変更が加えられ、単に態様が条約から規則に変更したということに止まっていない。

上述の通り、日本の通則法がローマ条約と似たような原則に立っていることから、欧州の抵触法原則がローマI規則に改正されることで、日本の通則法の解釈などにも何らかの影響がある可能性がある。

ローマI規則は、2008年4月に欧州理事会で正式に採択されることが予定されている。

特に問題なく採択されると18ヶ月後に発効する。ということは、2009年の秋頃、デンマークを除くEU加盟国注6において、従来のローマ条約はローマI規則に置き換わり、ここで、契約債務に関する新抵触法であるローマI規則と非契約債務に関する新抵触法であるローマII規則が出そろうことになる。今の時点(2008年4月25日)では、まだ欧州理事会がローマI規則を正式には採択していないが、2007年12月に欧州議会と欧州理事会がその最終テキストに既に同意しているので、これから大幅に変更されることはないと思われる注7。このローマI規則最終草案全文を筆者が日本語に翻訳し、それを本サイト(<http://businesslaw.jp/blj-online/>)に掲載しているので、必要ならこれを参照し頂きたい。以下、ローマI規則の内容を、日本企業のビジネスに焦点を絞って概観したい。

1. 当事者が合意した準拠法の優先

国際取引契約書では通常、準拠法条項が置かれる。ローマ条約と同様、当事者が合意により契約準拠法を定めた場合、それが優先適用されるというのが基本原則である(ローマI規則第3条)。これは長い間に確立した国際的なビジネス慣行に合致しており、また事業者にとっては高い予測可能

性及び確実性をもたらすことになる。日本の法例及びその改正法である通則法でも同じ原則が宣言されている（通則法7条）。留意点は次の通りである。

第一に、ローマI規則第3条(1)で、当事者による法の選択は、明文でなされる必要がなく、「契約条項若しくは個々の状況によって、明確に証明されるものでなければならない」とされている。この点ローマ条約の英語以外の言語のテキストでは必ずしもはっきりしていなかったので、明確化した。日本の通則法第7条ではこのような明確性は要求しておらず、黙示の合意でもよいと解釈されている。第二に、前文12項で、契約で排他的裁判管轄が合意された場合、上記意味で準拠法選択を明確に証明する要素の一つとなると規定し、裁判管轄と準拠法の規定を関連付けたことである。共同体の法律は、前文も一定の法的効力が認められると理解され、無視できない。前文12項も国際ビジネス慣行に合致している。日本の通則法第7条の解釈でも同様のことが言えるだろう。第三に、一方の当事者が、準拠法の合意が成立してないと争う場合がありうる。その場合、ローマI規則では、ローマ条約と同様、もし合意が有効であったなら準拠する法により決定されるとされ（第1条5項及び第10条）、もし、それが適切でないと考える場合、自分の常居所地国法により、不同意を立証できることができるという規定がある（第10条2項）。日本の通則法には明文がないが、この考え方は参考となるだろう。

2. 当事者の選択がない場合の契約準拠法

日本の事業者にとり、これが実務的に一番重要な条項であろう。ローマI規則は、ローマ条約の原則から大きく変更したとはいえないが、条文の体裁はかなり変った。

ローマ条約では、当事者が合意により選択した契約準拠法がない場合、最も密接に関連した国（最密接関連国）の法が準拠法となることを原則とし（ローマ条約第4条1項）、更に契約締結時に、契約の特徴的な給付を行なう契約当事者の常居所地（法人の場合、経営の中心地）を最密接関連地と推定するという一般的な規定を置いた（同条約第4条2項）。また不動産や物品運送契約については別の推定規定を置いている（同条約第4条3項及び4項）。日本の通則法第8条1項、2項及び3項では全く同じ表現を採用している。ローマ条約では更に、もし全体的状況からみて、契約が他の国とより密接に関連していると思われる場合には、これらの推定原則は適

用されないとする柔軟性原則がある（同条約第4条5項）。日本ではこのような柔軟原則はないが、通則法第8条2項及び3項が推定規定であるので、敢えてこのような規定がなくとも特に支障はないということであろう。欧州では、このようなローマ条約の仕組みは複雑であり、加盟国の裁判所での取り扱いも異なり、确实性の面からは問題とされていた。ローマI規則では、まず多くの契約を列挙し、これに適用される具体的な契約準拠法はどうか明記し、次にこれらの契約に入らない場合、又は複数の契約に入る場合の原則とその順番を明記した。事業者からみると、ローマ条約から比べ具体的で、分かりやすくなったといえよう。

類型的な契約と適用される準拠法は次の通りである（ローマI規則第4条1項）。

物品売買契約は、売主の常居所地国法、サービス契約は、サービス提供者の常居所地国法、不動産に関する契約は、不動産所在地法（但し短期賃貸借の場合は、家主の常居所国地法）、フランチャイズ契約はフランチャイジーの常居所地国法、販売店契約は、販売店の常居所地国法、競売による物品売買契約は競売地法、金融商品の多角的な仕組みの中で強行規則により締結される契約の単一準拠法がある場合は、その法。

しかし、これらの契約に該当しない場合又は複数の契約に該当する契約の場合、契約の特徴的な給付を行なう当事者の常居所地国法が準拠法となる（同規則第4条2項）。またこれでも準拠法が決定できない場合には、最後に一般的に最密接関係地国とみなされる国の法律が準拠法となる（同規則第4条4項）。具体的な概念から適用していき、最終的には一般的な最密接関係地へという順番となっており、ローマ条約及び日本の通則法での規定の仕方とは逆になっている。

一方、第1項及び2項によって準拠法が決定できたとしても、それ以外の他の国の法に明らかに密接に関連していることが明白な場合、その他の国の法が準拠法となるというローマ条約にも明記された柔軟原則は、そのまま継承している（同規則第4条3項）。これについては、前文(20)及び(21)でヒントがあり、当該契約と他の契約との間に密接な関係があるかどうかを検討することとされている。他の主たる契約に密接に係る従たる取り決めである信用状や銀行保証などに適用される準拠法は、主たる契約の準拠法が適用される可能性が強い。上記のような取り扱いは、日本の通則法解釈でも大変有益であると思う。

3. 方式の有効性

各国とも原則的に、契約方式については、自由である。しかし、コモンロー国での Statute of Frauds で一定の契約に書面が要求されることや、日本で保証契約の場合に書面が成立要件になっている（民法第446条2項）ことなど、契約の準拠法（契約の成立及び効力に適用する）とは別に、契約方式についての準拠法がありうる。

ローマI規則では、契約締結時を基準として、契約の準拠法か、又は当事者が同一国に所在している場合は、契約締結国法（第11条1項）、もし隔地者間である場合、いずれかの当事者の所在地又は常居所地国法（第11条2項）を基準として方式の有効性を判断する。単独行為、消費者契約、不動産契約には特則を置いている（第11条3項、4項、5項）。ローマ条約と比べると内容は同じであるが文言が改善されている。

日本の通則法でも、方式について別途明文規定を設け、法律行為成立の準拠法と行為地法（契約締結地）を選択的に判断する形となっており（第10条1項、2項）、ローマI規則と同じ考え方に立っている。しかし、通則法では、隔地者間の契約について、行為地とは、申込の通知の発信地又は承諾の通知の発信地いずれかの国とされ（第10条4項）、申込と承諾の発信地を基準とする点が異なる。

4. 物品運送契約

欧州との国際運送事業を営む者に関心ある事項である。ローマI規則は、ローマ条約と同じ原則を採用した。当事者自治を原則とするが、もし当事者が契約の準拠法を選択しなかった場合、準拠法は運送人の常居所地国法である。但し、物品の受領地又は引渡地又は荷主の常居所地国が同一国の場合に限る。そうでない場合は、契約で合意した物品の引渡地国法である（第5条1項）。これにより準拠法が決定できたとしても、それ以外の他の国の法に密接に関連していることが明白な場合、その他の国の法が準拠法となるという柔軟原則がある（第5条3項）。

日本の通則法は、物品運送契約に特別規定を置いていない。しかし、上記の考え方は、最密接関係地の推定規定を物品運送契約に当てはめて検討するときに参考になるだろう。

注8 但し、強行法のなかでもことのほか公共性が強い絶対的強行規定で、日本の絶対的強行規定については、適用の意思表示は不要とされている（例えば澤木・道垣内『国際私法入門（第6版）』223頁（有斐閣、2006））。

5. 消費者契約

消費者相手のビジネスを行う者及びB to Cの電子商ビジネスを行う者にとって関心がある事項である。欧州では消費者に対して日本より保護が厚いかと思いきや、表面上は事業者に対してかなり配慮しているようにも思われる点がある。

ローマI規則はローマ条約と比べ、かなり大きな文言的変更となっている。欧州委員会の当初の提案は、ローマ条約の原則を大きく変更して、消費者の常居所地国法である加盟国法を準拠法とすること、また当事者の準拠法選択を認めないとするものであった。特に電子商取引や、中小企業などEUの他の国に物品及びサービスを提供している企業はこの提案に驚いて、そんなことになると消費者が存在する国の契約法を全部調査しなければなくなり、域内通商を妨げることになる、また消費者が海外の供給者から現在受けている物品及びサービスを受けられなくなると強く反対した。欧州議会でも異論が出て、結局、消費者の常居所地国法が準拠法となるが、要件としては、事業者がその国で事業活動をしているか、又は方法を問わず、事業活動をその国に向けている場合であって（電子商取引が含まれると思われる）、また、その事業活動の範囲の契約の場合に限るとされた（ローマI規則第6条1項）。この要件を満たさない消費者契約の準拠法はどうか。一般原則に従い、当事者が選択した準拠法か、それがなければ、最密接関連地で決められることになる（同条3項）。またローマ条約と同じような限定的当事者自治原則が復活し、上記1項にかかわらず、当事者が選択した準拠法が適用されるが、消費者常居所地国での強行法で認められている消費者保護は奪われないとされた（同条2項）。

ローマ条約では、消費者契約は、物品売買とサービス提供契約に限定されていたが、ローマI規則にはそのような制限はない。従ってそれ以外の消費者契約にも適用がある。しかし不動産関連契約や金融サービス契約以外の投資商品の一般への発行、公募などは例外となっており、一般原則がそのまま適用される。ローマ条約が採択された1980年当時の状況からみて当然の変更であろう。日本の通則法も消費者契約について特別規定を置いた（第11条）。当事者が選択した準拠法が適用されるが、消費者の常居所地国の強行法規定の適用を妨げないという点については、ローマI規則と同じである。しかし通則法では、消費者に強行法規定を適用すべきことの意味表示を消費者に要求し、この意思表示がない場合、この強行法規定は適用がないとする点が異なっている注8。ローマI規則では、自動的に常居

所地国法の下での消費者保護が認められることから、欧州の方が消費者には負担が少ない。

また当事者が選択した準拠法がない場合、消費者の常居所地国法が準拠法となる点も両者は同じであるが、ローマ I 規則では、更に事業者に不利にならぬよう、事業者が消費者の常居所地国で、何らかの事業を行っていることを要件としている。事業者はこのような準拠法の下で消費者相手に事業をやるからには、消費者保護法について知るべきで、事業者にとってはそんなに不当なことではないと思われる。一方、日本の通則法における事業者配慮は、ローマ I 規則のような一般的な形でなく、通則法第 11 条 6 項において例外という形で個別に列挙して除外している。

6. 労働契約

日本企業の欧州における支店、現地法人が、所在地国外の労働者と雇用契約を締結することはまれかもしれない。ローマ I 規則は、ローマ条約の文言の改善をしたが、基本的原則の変更はない。消費者契約と同じように、当事者自治原則により選択した準拠法がある場合、これを適用するが、労働者が常時労務提供を行う国又は雇用されている事業所の所在地国の強行法により労働者に付与された保護を労働者から奪うものであってはならない（第 8 条 1 項）。当事者の選択がなかった場合、労働者の常時労務提供地国法（同条 2 項）、それでも決定できない場合は、労働者が雇用されている事業所の所在地国法が準拠法となる（同条 3 項）。これらは、最密接関係地国法についての推定規定ではない。その場合でも、全体的な状況から見て、それ以外の他の国とより密接に関連している場合は、その他の国の法が準拠法となるという柔軟規定がある（同条 4 項）。

日本の通則法でも、ローマ I 規則と原則はほぼ同じで、当事者の選択した準拠法に関わらず、最密接関係地の強行法を労働者が適用する意思表示をした場合には、適用がある（第 12 条 1 項）。労務提供地、それが特定できない場合は、事業所所在地が最密接関係地と推定される（第 12 条 2 項）。

7. 保険契約

欧州で保険業を営む事業者に関係する事項である。現在、欧州では保険契約に適用される準拠法については、ローマ条約と保険指令（統合生命保

険指令 2002/83/EC 及び第 2 非生命保険指令 88/357/EEC) で規定されている。それらを一つの法令として包括的にまとめて、ローマ I 規則に規定することになった。

日本の通則法には、保険契約に関する特則はない。解釈に適用ができるだろう。

8. 最優先強行規定

当事者自治が認められるとしても、契約に密接に関係するある国の強行法規定を避けるために自由に準拠法を選択することが可能であるとする、その強行法は全く骨抜きになってしまうだろう。従ってそのままでは認められないということになる。それではどのようにそれを制限するか。当事者が選択できる準拠法を制限するとする考えもある（ローマ I 規則第 5 条 2 項の旅客運送契約及び第 7 条 3 項の保険契約の準拠法）。一方で、公共性の強い強行法については、当事者の選択した準拠法いかににかかわらず、他国においても認められるべきという考えもある。この場合の強行法というのは、公法上のものでなく、消費者法や労働法などのように契約自由の原則が制限されるような私法的な強行法である。

ローマ条約第 7 条 1 項では、「契約準拠法がいかなる国の法であろうとも、他の密接関係地国法の下で強制法規が適用されねばならない場合、これらの強制法規に法的効果を付与することができる」と規定されている。この規定は、当事者の選択した準拠法を無視することから法的な安定性を欠くとして、7 カ国が留保している。欧州委員会は当初ローマ条約第 7 条 1 項と同じ提案をしたが、条約と異なり、共同体規則では一律適用が原則であり留保は認められないことから問題が表面化した。これを受け入れている加盟国とこの規定の削除を主張する英国などで議論が重ねられ、結局妥協として、契約準拠法であったとしても、そのまま履行すると違法となる場合に限り、履行地の強行法規を裁量的に認めるということとなった（ローマ I 規則第 9 条 (3)）。

日本の通則法では明文規定を置いていない。しかし、この問題は日本では、絶対的強行法規として問題となっている。欧州での対立は興味深い。

9. 任意の債権譲渡と契約代位

債権譲渡契約の準拠法とは別に譲渡対象債権の準拠法がありうることから、その関係が問題となる。ローマ I 規則では、債権譲渡人と譲受人の関係（債権譲渡の成立要件、成立時期など）は、債権譲渡契約の準拠法で処理され（第 14 条（1））、債権譲渡可能性、債務者との関係などは、譲渡対象となる債権の準拠法により処理される（第 14 条（2））。日本の通則法の考え方も大きく異ならない。このローマ I 規則の原則は、ローマ条約からのものほとんど変更はない。但し、ローマ条約で規定されていない複数の債権譲渡が繰り返された場合の準拠法に関しては、金融商品における債権譲渡がからむ取引を行なう金融事業者には関心があり、ぎりぎりまで議論が行なわれたが、結局妥協が成立せず、ローマ I 規則では規定されなかったことを留意すべきである。ローマ I 規則が発効してから 2 年以内に、欧州委員会は見直しを行なうことになっており、その時再度議論されることになる。

10. 常居所の定義

常居所は連結点決定に際し重要な概念である。しかしローマ条約にも日本の通則法にも定義がない。ローマ I 規則ではこの用語の定義を置いた（第 19 条）。法人の場合は、経営の中心地で、自然人の場合は、主たる事業地のことである。契約が支店、代理店又は他の施設の活動について締結される場合は、これらの所在地が常居所となる。また連結を決定するタイミングは契約締結時である。事業者にとって、具体的でわかりやすくなったと考える。

以上、新しい欧州の契約抵触法原則をざっと見てきたが、従来のローマ条約から大きく外れるものではないが、条文が明確化されたことは間違いない。また上記の述べたような、いくつかの注目すべき改正もある。欧州でのビジネスを行っている日本企業の法務担当者は、ローマ I 規則及び裁判管轄権についてのブラッセル I 規則について、一通り勉強しておくことを勧める。

BLJ